

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第七十七号

昭和二十七年七月二十八日(月曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

七月二十五日委員佐多忠隆君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。
七月二十六日委員堀末治君辭任につき、その補欠として瀧淵春次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
瀧淵 春次君
小林 政夫君
小宮山常吉君
森 八三三君
江田 三郎君
大野 幸一君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村福八郎君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省理財局長 酒井 俊彦君
農林省畜産局長 長谷川 清君
食糧庁長官 東畑 四郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 常任委員 小田 正義君
会専門員

本日、の會議に付した事件

○接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第七十六回の大蔵委員会を開会いたします。

接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案について質疑を行います。

○油井賢太郎君 目下衆議院でこの接収貴金屬に關連して、ダイヤモンドの接収された数量と、その接収解除によつて返された数量に非常な違いがあるという点をめぐつて非常に問題になつておるようです。殊に又新聞等でも相当大きく取上げられておるのですが、どういふいきさつで、どういふ経過になつておるのですか、この際一応お聞かせ願ひたい。

○政府委員(酒井俊彦君) 衆議院でダイヤモンドについて御審議を願つておりますが、これは衆議院の大蔵委員会で中野委員でございましたか、そういうお話で、どうなつておるかといふことの御質問がございました。私も聞いたしましては、ダイヤモンドにつきまして、結局占領軍が占領解除と同時に、こゝろいふものがあるからお前のほうで受取れといふ指令がございまして

受取つただけの話でありまして、一体幾ら接収されたのか、それから又當時推定でどのくらいあつたのかといふようなことが、実は大蔵省はダイヤモンドの所管省でもございせんのでした。そこでそういう事実がわからないためにいろいろ問題が起り、そういう事実をつかみたいといふために、この法律をお願いしておるわけでございまして、この法律を速かに施行して頂いて、その手掛りを与えて頂きたい、こゝろいふことを申し上げまして、大蔵委員会のほうは大體そういうことを御了承下さいまして、目下行政監察委員會のほうでこれをどうするかを取り上げておられるのであります。行政監察委員會のほうはまだ私も出席いたしておりませんが、今後どういふ運びになりますか承知いたしております。なお大蔵委員会に参考人でございまして、出席して御意見を述べられましたのは、元交易公団の嘱託をしておられました何とおつしやいましたか、當時の……池山さんとおつしやるかたでございしますが、そのかたから幾々當時の取扱いの模様についてお話がございました。それから終戦當時大蔵省が接収される廣れがあるから一応疎開するようにという依頼があつたといふ話が伝わりました、本件に關しましては、終戦當時の外資局長でございました久保文蔵氏、金の係をやつておりました板井郡二氏を呼びまして、事情をお聞きになつたようでありまして、そのいきさつは委員會で

もはつきりいたしておりますが、そういう事實はございせんので、何か思い違ひであつたのだといふふうに向つておるのであります。大蔵委員会といたしましては只今申上げましたように、多少問題は起りましたけれども、まあこの問題は本件の法律とは關係ない、本件の法律はできるだけ早くそういう事實をつかむために国民から報告をとり、それをどう処置するかといふことは、別個の法律で定めるわけでございまして、そういう点を御了承下さいまして、今のところは只今申上げた程度の経過でございまして。

○油井賢太郎君 まあ衆議院の關係のことは衆議院の速記録等を私も見ておるのですが、併し衆議院においての質疑応答の疑問の点等については機会を見て質問したいと思ひます。ただ、只今のお話の、今後の方針ですが、この報告をおとりになつて、いわゆる民間で以て接収された物件に對しては、どういふような措置をとるといふ根本の方針は、きまつておられると思ひますが、それを返すとか、或いは返すことが不可能な場合には金に換算して、時価相場に換算して支払うとか、そういうたような方針がなくて、單なる報告だけを徴するといつても、なか／＼これは納得できないのじやないかと思ひます。それはどういふふうな御方針になつておりますか。

○政府委員(酒井俊彦君) 私どもがたびたび申付けておるのでございまして、接収行為自体には直接關与してお

りませんので、從つてどの程度のものが接収されたのか、そうして例へばこの間も申上げましたように、それが、接収されたものが、いろいろなもの、集めて燃解されて一つになつて、どうも接収を解除された数量と睨み合せ、或いは数量が不足しておるかも知れません。例へば接収されたものが貴金屬だと思つておつたものが、これが実は貴金屬でなかつた、或いは品位が非常に悪かつた、又ダイヤモンドだと思つておつたものが実はにせであつたといふような、いろいろなケースがあるかと思ひます。それ／＼事實を調べまして突き合せると、そういうことがわかつて参ります。まあ總體の数量が合えばいいわけでありまして、足りない場合にはどうするか。例へば被分して返すのだといふような、そういうた問題も起つて来ようかと思ひます。それから又これは重要な点であります、戦時中に国民が金或いはダイヤモンドといつたようなものを供出したしております。これは一応は戦時物資活用協會、金銀運管會とかいふようなところに、當時の時価で渡してあります。從つて所有権は法律的に申しますならば、接収當時は金銀運管會、戦時物資活用協會の所有になつております。併し一休戦時に国民が供出したものが、今日までのインフレの結果、相当値段が出ておるものを、そのまま戦時物資活用協會、金銀運管會に返すことが適當であるかといふような問題も出て来るのであります。要するに具體的の

材料が我々の手にございませんで、一体どう処置したらいいのかというところがつきりわからない。それでそういう事実をつかむために国民から報告を頂いて、先ず第一段階として報告を頂いて、その上で考えて行きたい。そういう意味でこの法案を出してありますので、確たる、こうするのだということには直ちに申上げる段階にまだ私どもの考えもまとまっております。うなわけでありませう。

○油井賢太郎君 それから調査の期日ですが、「九月三十日まで」ということが第三条に規定されておりますが、九月三十日までにはこれは全部報告を受けることが可能ですか。

○政府委員(酒井俊彦君) この会期中にこの法案が若し成立をいたしましたれば、新聞、ラジオ等の公告を通じてまして、まあ二か月あれば報告はとれると思ひます。

○油井賢太郎君 報告を受取るまでが二月として、その整理は何カ月ぐらいあとかかるのですか。大体どうもお役所仕事というものは、報告を受取つたはいいけれども、そのあとの整理が半年たつても一年たつても何をやつておるのかわかんないことが多いのです。この際はそういう点について、どのくらいの期間で以て処置をなさるといふ御予定ですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 実は報告を頂いて見ないわけからないのでございませうが、どのくらい報告が出て来て、どういふものか、本当に確かな証拠が出て来るのか、相当調べなければわからないような証拠が出て参りますか、その辺のところによつても違ふと思ひ

ますけれども、私もどなたもいたしましては、大体報告を頂ければどういふケースがあるというところがわかりませう。で、そうすれば大体の処理の方針なども考えやすくなりますので、できれば通常国会までには何とか処理の法律案を作つて御提出したいというふうな考へておる次第であります。なお非常に事実のはつきりしたやさしいものと、非常にむづかしいものとがございませう。例えば日本銀行から接収したものはどうするか、これは日本銀行の記録と日本銀行の金庫がそのまま接収されたのですから、突き合せればすぐわかるのです。それから、わかつておるものは成るべく早く処分する、そういう実際の処理は段階を追つてやつて行きたいと思つております。

○油井賢太郎君 それから第四条の罰則規定ですが、虚偽の報告という点で、まあ実際よりか過大に報告したという場合には、これは当てはまりませんが、大分古いことになつておりますので、或いは過小に報告をして、あとで気が付いて又追加報告をするという場合、そういうことは虚偽の報告とは我々みなさないで常識上思うのですが、その期限が切れたのもそういうことは受付けをされるのかどうか、又過大報告をしたというの善意の過大報告であつて、あとで間違つたということ、この期日後に訂正をした場合にはそれを引受けるかどうか、そういう点はどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) この罰則の適用につきましては、勿論故意に過大の報告をしたという場合には罰則がかかるのでございまして、記憶違いであつたとか或いは整理漏れで少な過ぎたというふうなことでございませう。これは別に罰則の問題に關係なく、事實は事實としてその後訂正されることも仕方がないことだと思つております。

○木村義八郎君 第一に伺いたいのは、占領軍に接収されたものを解除になつて返す。どういふわけで返すんですか。占領軍に接収されたものであつたが故に返すのか、解除されたから返すというものはこの貴金屬に限つてどういふわけで返すのか、その根拠を伺いたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 筋から申し上げますと、この前にも申上げたのでございませうが、接収行為自体に日本政府は関与いたしておりません。進駐軍が直接に接収した。従つて日本の国内法に關する限り政府にこれの所有権が移つたというふうな解釈すべき根拠は余りないやうでございませう。そういういたしますと、事實上接収しておつたものを四月二十八日独立と同時に、お前のほうに返すからというのを言われまますと、政府の、勿論中には国の持つておつたやつもございませうけれども、政府の所有でないものを政府に渡された。そうすればこれは国が取るという筋でもございませう。従つて本来なら所有者に返すべきものと考へまして私もはこつた法律案を御審議願つておるわけでございます。

○木村義八郎君 それはそれでわかりましたが、政府、日本銀行、旧軍需会社等が保有していたもの、それから占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が貴金屬を占有しておる個人から接収したものであるわけですね。それで国が持つていたものが接収されて国に返つて来るのは国に返つて来るわけですね。それから又個人から接収したものは個人に返す、こういう建前のようにですが、この貴金屬類は戦時中政府が、さつきあなたが言われましたように、事實上強制的に民間から、何といひますか、供出させたんですが、それも返すということになるわけですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今お尋ねのございました分でございますが、法律的に申しますと、現在これらの接収貴金屬のうちにはいろいろものがございまして、それは、中間機関として戦時物資活用協会、金銀運管会の所有になつておるものでございませう。返すといひますすれば金銀運管会等の機関に返すのが法律的筋だろふと思つたのでございませう。ただそれがいいかどうかということは問題がございませうが、先ほども申上げましたように、供出のときに国民は強制的に供出させられたのであります。従つてもう所有権は返すといひますが、一応の法律論だろふと思ひますが、ただそれを實際にどう処理したらいいかといふことは又別個に考へる必要があるかと思ひます。

○木村義八郎君 その返す、例えば戦時物資活用協会に返す、そこだけに返して戦時物資活用協会が個人から供出したその個人に返すといふことは問題にならないんですか、又問題としていないんですか。

○政府委員(酒井俊彦君) まあこれは先ほどもお尋ねがありました処理方針に關することでございますが、私もまだ今確たる方針を持つておりませんけれども、直接には政府が一々供出した

た個人を見付け出してその人に返すといふことは、目的でもございませうし、又この法律だけではそういうことはむづかしいかと思ひます。所有者でございませうので……

○木村義八郎君 何だかこの返還について、結局まあ政府、日銀、旧軍需会社、大体こういうところに返すやうなことになるやうに實質的には考えられつて、供出といふことから見れば進駐軍に接収されたもの、政府に接収されたのも大体大して違ひはありやしないのです。實際問題として、そこで返すのなら返すやうにやはり公平の觀念からいつて返さないやうに処理しなさいやうなところがある。そこで今伺ひますと結局まあ戦時物資活用協会あたりまで返す、そういうことになる、そこだけは何だか儲けてしまつて、その利益は一体どういふやうに処理するの、そこは個人から供出したものであつて、戦時物資活用協会に返さないなら返さないではつきりわかりませうが、返すとしたら、そこに利益が生ずる場合、それを認めたら變なものになつて思ふのです。だからそこは返さないなら返さないではつきりします。併し返した場合戦時物資活用協会が当時實質的には強制的に個人から供出させておいて、それでこつた措置によつて……、私は不当だと思つたのです。不当の利益をそこで得てしまつたといふのはこれはどうもおかしい、そこあたりを返す、返す場合にどういふやうにして返すか、物がなければその他の措置といふのがあります。このその他の措置を具體的に伺ひたい。どういふ措置か。そうし

○木村種八郎君　これで若し旧軍需会社等が買つた場合に非常な利益が出た場合に、それはそのままとして与えてしまふのですか。

○政府委員(酒井俊彦君)　若しこの次の処理法におきまして、それを仮に返すということにきまりました場合には、これはやはりそのまま利益に会社のもつたものになり、そうしてそれに対して一般の税がかかるということにならうかとおもいます。返すか返さなかつたか、どういふか、

返し方をするかといふことは、もとがきまつておりませんので、どうなるか。確たるお答えはできません。こういうふうに考えておりますので御了承願います。

○木村晴八郎君 返すか返さないかもはつきりしていないのですか。この法律案を見ると返還する貴金属が載つておる。それは一応返還するという建前で調査はするが、返すか返さないかはまだ今後検討すると、こういう意味ですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 建前は、この法律案にもございますし、先ほども申し上げましたように現在政府は所有権を持つておりませんので、国内法的に形式的に考えますならば、所有権は依然として接収された当時の所有者のものである。従いまして筋としては返すことが当然だと思っております。ただ先ほど木村委員からお話がございますようにいろいろなむずかしい問題が

出て参りますので、そのままの形でも無条件に返してしまつていいかどうか、ほかとの釣合ひもございますので、多少考えてみたいという気持ちでございます。

○大野幸一君 それに関連して……。この法案の末尾の理由という所に「返還その他の措置を講ずることに資するため」とあるが、「その他の措置を講ずることに」ということはどういふことを予想しておるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) お答え申し上げます。返還と書きましたのは例えに現物が残っておりまして、そのまま所有者がはつきりしていて物を返すという場合がございまして。それから金等で接収されたあとで保管の便宜上鑄潰されて、ほかのものと一緒になつておるものがございます。その場合にそれは元の純金だけをこま切れにして返すかどうかという問題は、なか／＼問題があるかと思ひます。なお金は現在御承知の通り政府が集中の方針をとつておるので、その辺のことを考えると現物をそのまま返さないで、場合によつては、かねて返すというふうなことも考えられるのであります。そういう意味で「その他の措置」と、こういうふうに書いたのでございます。

○大野幸一君 「その他の措置」というのはやはり返還に代るべき措置ということですね。

○政府委員(酒井俊彦君) はあ、さうでございます。

○大野幸一君 これは連合軍に接収されて、而も日本国政府に引渡されないと想像されるような金貨があるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 占領軍の接収した事実、それは私もはつきりいたしておりますので、まあ多分間違ひはなかつたかと思ひますが、接収されて返されないのであるかどうかという事は必ずしも現在明らかでございませぬ。多分連合軍の接収自体が相当厳密な監督の下に行われておりまして、ものから間違ひはなかつたかと思ひます。場合によつてはさういふものが出て来るかも知れませぬ。

○大野幸一君 これは連合軍によつて占領されたものだけであつて、軍人によつて強奪されたものはこの中に入るのか、入らないのか。

○政府委員(酒井俊彦君) いわゆる軍人の個人的な行為によつて強奪されたものはこの中に入りませぬ。連合軍が接収という正当な権限を以て接収したものでございまして。

○大野幸一君 どうしてさういふものを……独立後だからさういふものははつきりしてもよさうなものだが、それらのものをこへ入れたつてかまわないじゃないか。

○政府委員(酒井俊彦君) 只今の個人的に強奪されたものはむしろ一般の犯罪、刑法的なものでございまして、私どもとしては占領軍が権限を以て接収したものであります。現に私どもに引渡されておるものも、さういふものとして渡されております。個人的に強奪されたようなものにつきましては、大蔵省としてはちよつと処置のしようがないわけでございます。

○小林政夫君 戦中に買戻し条件付きで金の加工品等を売つておるものがありますね。それを返してもらいたいという要求を今まですると、占領軍に接収されておるので政府としては如何ともしがたい、さういふことであります。が、さういふのは将来どうなりますか。

○政府委員(酒井俊彦君) 大体売戻し条件付きのものは形式上は日本銀行の所有になつております。つまりそのときの時価を、金の時価を支払いまして、一応日本銀行が買取つて、ただ将来売つた人の要求があれば売戻すという条件で売つております。さういふときは我々は日本銀行にさういふものはお返ししよう、あとは日本銀行とそれから条件付きで供出されたかた々々との間の一般の私的な関係で解決されるものである、さういふふうに解釈いたします。

○油井賢太郎君 今の小林委員の関連してさういふ時に落ちないのです。が、買戻し条件付きの、紐付きですね、売渡しをしておるのは本人が希望した場合はいつても、それは現在でも買戻しする制度になつておるのですか。それは実施されておるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは連合軍からの覚書によりまして一応接収されてしまつて、さうして四月二十八日講和発効と同時に日本政府へ引渡されましたけれども、他のものの関係もございまして、未だ日本銀行に返還をいたしておりません。日本銀行所有分を返還しておられません。日本銀行としては実際上政府に管理が移されておりますので、売戻ししてくれと言われてもこれは不可能である。さういふ状態になつております。

○油井賢太郎君 それは日本銀行へ来ておるのははつきりしているし、当然返還すべきものでありながら、さういふ理由で急いで返すことはできないのですか。それからいつ返すようなことになるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 原則は返すことになつておるのです。さういふことにはなるかと思ひますが、全体の接収された貴金屬の量と、

の所有になつております。つまりそのときの時価を、金の時価を支払いまして、一応日本銀行が買取つて、ただ将来売つた人の要求があれば売戻すという条件で売つております。さういふときは我々は日本銀行にさういふものはお返ししよう、あとは日本銀行とそれから条件付きで供出されたかた々々との間の一般の私的な関係で解決されるものである、さういふふうに解釈いたします。

○油井賢太郎君 今の小林委員の関連してさういふ時に落ちないのです。が、買戻し条件付きの、紐付きですね、売渡しをしておるのは本人が希望した場合はいつても、それは現在でも買戻しする制度になつておるのですか。それは実施されておるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは連合軍からの覚書によりまして一応接収されてしまつて、さうして四月二十八日講和発効と同時に日本政府へ引渡されましたけれども、他のものの関係もございまして、未だ日本銀行に返還をいたしておりません。日本銀行所有分を返還しておられません。日本銀行としては実際上政府に管理が移されておりますので、売戻ししてくれと言われてもこれは不可能である。さういふ状態になつております。

○油井賢太郎君 それは日本銀行へ来ておるのははつきりしているし、当然返還すべきものでありながら、さういふ理由で急いで返すことはできないのですか。それからいつ返すようなことになるのですか。

○政府委員(酒井俊彦君) 原則は返すことになつておるのです。さういふことにはなるかと思ひますが、全体の接収された貴金屬の量と、

実際にこちらに返つて来ました貴金屬の量と比べまして、そこに若し相違が出て来たら、例えば接収されたといわれる量よりも返されたほうが少なくなつた、さういふ場合に、所有者のはつきりしたものはどん／＼返す。接収貴金屬のうちで所有者のはつきりしない、密かされてしまつたとか、ダイヤモンドのように外されてしまつた、さういふわけのわからなくなつたものはあとにするといふことになつて、全体に負担の公平からいつて如何か。その辺のことをどう処置するかという問題が残つておりますので、まだ日本銀行に返しておりません。

○油井賢太郎君 どうも政府のやり方は大抵さうなんです。何か百のものうち一つ故障があると、その一つの故障を理由にして、残つた九十九までも巻き添えをくわして、あと廻しにする。それが如何にも公平だといふふうにいるが、如何にも不公平だといふふうになる。併しそれは成るべくならわかつたものはどん／＼処理して行つて、わからないものについては特別な措置を講ずるというほうが政治のやり方じやないかと思ひます。さういふお考えにはなれないものでございませうか。

○政府委員(酒井俊彦君) 実際のやり方といたしましては、先ほども申し上げましたが、所有者の比較的わかり易い金銀等は実際の処理としては早く形を成す。併しその場合にも一応どういふのか、その数が余り大きく開き過ぎるときには相当考へざるを得ない事情も起つて来るかも知れませぬ。接収の事実の御報告を頂いて、大したことはない、さういふことであればこの辺は適

当にわかつたものから処理して行くといふことも考えられますし、とにかく前提としては一応報告をとりまして頂くといふことでございまして。

○本村謙八郎君 返還の場合、損害が生じた場合、接収されて返してもらつたものよりも返還するほうが差引き多くなつた場合、結局それは日本政府の損になるのでしよう。さういふ場合の措置は日本の損なんですか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは接収行為自体が日本政府の権限によつて日本政府がタッチして行なつたものではございませぬ。一応理窟から申しますと、日本政府はそれについて補償するといふことは出て来ないのでございませぬ。先ほども御発言がありました、占領中における連合軍の行為によつて損害を受けたものは、どうするかといふことになるわけでございます。一応形式的に申しますと、政府は何等損害を負担するといふことは、それ自体からは出て来ないといふことでございませぬ。

○本村謙八郎君 併し接収されたような人が報告によつて、調査によつてわかつて来て、それがはつきりしたときに、その人に返還をしなければならぬでしようね。その返還しなければならぬ、併し必ずそこにさうすれば損害額といふものが出来来るのです。どこの負担するといふ、するしないにかかわらず、どつかの負担にならなければならぬ。

○政府委員(酒井俊彦君) それはいろいろの方法が考えられると思ひます。私どもとしてはどの方法で行くかときめておりませんけれども、さういふ損

害額といふものが出来来るのです。どこの負担するといふ、するしないにかかわらず、どつかの負担にならなければならぬ。

○政府委員(酒井俊彦君) それはいろいろの方法が考えられると思ひます。私どもとしてはどの方法で行くかときめておりませんけれども、さういふ損

害額といふものが出来来るのです。どこの負担するといふ、するしないにかかわらず、どつかの負担にならなければならぬ。

の返還も一緒になって、この法律で報告をとりましたあとで、とりたいたいと思つておるわけでありまして、そういう金鍋その他の売戻し条件付の品物がそのまま遠るかどうかということは、日

本銀行と元の所有者との間の契約履行、条件履行の問題になると思います。従つて日本銀行に返されました場合には、恐らく私は日本銀行は元の契約によつてすぐ請求があれば売戻しに応ずることになるだろうというふうに想像はいたしております。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長（平沼彌太郎君） 御異議ないと認めます。
 それではこれより討論に入ります。
 御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。……別に御発言もないようでありますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長（平沼彌太郎君） 御異議ない

と認めます。

それではこれより採決に入ります。

接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願います。

それから多数意見者の御署名を願います。

でありますが、その一環として本年度から三カ年間であります。取りあえず三カ年計画を立てまして、全国五十万の無畜農家を解消するという仕事が進められておるといふように私は理解をいたしております。その施策を完成いたしますために、不足しております飼料の補給、不足するであろう飼料の確保という問題が考

充三、年計画の本年度分を推進するため、その持つておるそれ／＼の飼料の成分と申しまするか、需要価値と申しまするか、そういうものがどうしても家畜の生理的な立場から、こういう種類のものを絶対に必要とするというやうな科学的の計算の上に立つて考えられたものであるのかどうか、この点などはどうなりましようか。

えられて参つて、今回の食管理法の改正によつて輸入飼料の確保をしようとすることに相成ると思ひますが、そこでお伺ひしたいことは、参考資料としてお出しを願ひました飼料の需給推算でありますが、これは今申しました、今年度から三カ年間で以て出発

○政府委員(長谷川清男) 家畜及び家禽の飼料の必要量の見方であります。が、お手許に配付してあります資料について申し上げますと、三枚目の「家畜家禽一頭羽当り年間飼料需要量」というのがございますが、それを御覧になればよくわかりますように、乳牛だ

いたしました無畜農家解消運動を推進するために、この数量が一応計算の上で出て参ります数量であるというように理解されて然るべきだと思いますが、そういうように量的に考えてよろしいのかどうかということを先ず第一にお伺いしたいのであります。

○政府委員(長谷川清君)　今お手許に配付いたしました飼料の需給推算の数字は、本年度予想家畜頭数に對します

とか、役肉牛、馬、豚、或いは綿山羊等、各家畜別に一応の給与標準というのがいろいろ／＼研究せられた結果、出ておるのでございまして、例えば乳牛について申上げますと、モリソン氏標準というものがございまして、その標準に従ひまして蛋白だとか、或いは澱粉とか、その他の固形物、こういうようなものを計算をいたしまして、その總量を今度は逆に穀類で幾ら、或いは

の需要量を積算したものでございまして、従つて畜産三ヵ年計画の数字と一応マツチしておるといふふうにお考え願つていいと思つております。

○森八三一君　そこでお伺ひいたしましたのは、そういうことになりましますと、ここに計画されておる品種別と申しまするか、飼料の種類別の目標数字でありまするが、この数字は政府で考へになつておる畜産拡充計画、そのそれ／＼の家畜の種類から出て参りました数量ということになるのか、或いは更に突込んで参りますれば、畜産拡

槽糠類で幾ら、或いは油粕類で幾らというふうに当てはめまして、一応従来の実績等を勘案をして作りましたのが、お手許に配付してありますところが年間の需要量でございます。ところが御承知のように、農家は自分の家でも濃厚飼料を生産をいたしておるものであります、その需要量の中から農家がみずから生産をいたしまする、いわゆる自給に待つものが幾らくらいあるであろうかということを、これ又従来の実績、或いは将来の見通し等によりまして積算をいたしまして、その結果

最後にどういたしましたしても、流通飼料によつて農家が外から買わなければならぬ飼料がどのくらい日本にあるかということを出算をいたしましたものが、先般来申上げます本年度の需要量として百六十万トン必要である、こういうふうな結論的に出て来た次第であります。

○森八三君 私のお伺いいたしましたのは、百六十万トンの所要量で国内補給量が百四十万トン、そうしますと不足数量は二十万トンだから、多少は安全弁をみて二十五万トンになる総体の計算は一応理解をいたしました。なお今お伺いいたしましたのは、その第三表に出ておりますような飼料の種類別の補給所要量というものが、その家畜の何といいますが、栄養といいますが、そういうような観点からこのものを絶対に必要とするということであるのかどうか。と申しますのは、先日油井委員から御質問のごございました、いろいろ現在この問題をめぐつて意見があるのであります。同じ飼料を確保するといいたしましても、そのことに関連して行われておる国内産業との調整を考へて行くべきではないかということでありまして、それは第一に例をとりますれば、大豆粕を輸入するということとではなくて、大豆を輸入して国内の油脂工業の育成を図りつつ、飼料を確保して行くということも考えられて然るべきではないかという問題もあり、或いはそれに関連いたしました大豆を輸入して国内産業の油が非常に増加するということは、今年度における菜種の非常に増産からいたしましたように、非常に圧迫が来るといふようなことで、それを他の面から

考えますと、必ずしも好ましい姿ではないというようなこともありますので、この大豆粕とか何とかいうようなものが、絶対にこの表に出ておりますような数字そのものを必要とするというふうに、強く絶対のものとして考えなければならぬのかどうか。これはそういうふうないろ／＼生ずるであらう国内の産業との関連等を考えますと、栄養的にこれだけのものが補給されればよろしいので、このものを考えなくてもよろしいということになるのか。「とうもろこし」といつても絶対的にこれでなくちやいかんのか。こういうように考えなければならぬのかという点をお伺いいたすわけであります。

○政府委員(長谷川清君) 家畜の給与標準につきましては、先ほど申し上げましたようにそれ／＼の家畜に対して標準の給与を与えるということを通じてにいたして計算をしてあるのであります。その内容はいわゆる蛋白質或いは澱粉その他の固形物、こういうふうに主なる成分を分けております。それに基いて糟糠類、穀類、油粕類というものがそれ／＼出て来るのでありますので、糟糠類、穀類、油粕類のそれぞれの内訳におきましては、或る程度流用がききますけれども、糟糠類と油粕類をそのまま／＼代替をするということになりますると、家畜に与える影響が相当変つて来るというふうに考えなければならぬと思うのであります。只今お話の大豆粕について申し上げますと、大豆粕とお話の菜種粕との間には相当の代替性が考えられると思いますし、従つて国内産の菜種の増産が相当期待されるというようなことになりますると、大豆粕の消費量は或

る程度縮小するといふようなことも考
えられると思ふのでありますが、一應
我々は業種につきましては本年度の生
産目標といふものを基礎にいたしまし
て計算をして、なお且つ大豆粕といた
しまして年間四万トン程度のものが不
足するから、これを一応輸入に待と
う、こゝういふ計算をいたしておるの
であります、これの実施に当りまして
は市場に出廻りますところの、これら
の粕類の出廻数量等と吻合せまして、
実情に即するように輸入をやつて行
きたいといふふうに考へておる次第で
あります。

○森八三君　只今のお話で、この大
分けの流用と申しますか、置替えると
いふことは、家畜の栄養の点から非常
に困難であるが、その大きな内訳の中
における個別の問題につきましては、
多少の変更も考へ得るといふようなお
話であつたのであります、が、そゝう
いふような点を十分勘案せられまして、
国内産との関連において遺憾な結果が
生じない……それは油脂工業の面を考
へると同時に、菜種生産の面をも考へ
つつ善処せられんことを希望いたし
たいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、この提
案理由の最後に「価格の調整を図るた
めに」と、こゝなつておりますが、そこ
で先日畜産局長のお話では、大体この
計画を立案した当時における輸入市場
の価格と国内における時価との差が二
割程度であるというお話であつたので
あります、が、その二割程度の輸入を
いたしましたものを時価で配給するとい
う、二割程度の価格の調整といふこと
で、お考へになつておるような無畜
農家の解消運動といふことを、農家の

經濟を順調に進めて行くというようなことを考えられているのかどうか。と申しまするのは、我々が聞いておりますところでは、最初に申上げましたような趣旨からいたしまして、無畜農家の解消運動というところに農家は相當の熱意をこめて、これに対処いたしておると思いますが、遺憾ながら飼料が不足であり、そのために市価が非常に高いということから、経済的には無畜の解消運動に乗込んで行く勇氣を非常に阻害しておるといふように聞くのであります。それを補うためにこれが出たわけでありますが、そこで數量は補給せられるが、価格が現在の時価程度ということになりますと、これ又無畜農家の立場から申しますれば、折角家畜を導入いたしましても、経済的には逆になつて、却つて家畜を導入したために農家の経済は逆な結果を來たすといふようなことも考えられはせんかといふ心配を持つのであります。そういうことはこの措置によつて解消するとお考えになるのかどうか。もつと端的に申しますならば、もう少し徹底した補給をしなければいかんのじやないかといふ氣持を持つのであります。その辺の見通しはどうなのか、お話を伺ひたいと思います。

○政府委員(長谷川清君) 無畜農家の解消につきましては、お話のように政府といたしましては、いろいろ施策をいたしまして努力もいたしておるのであります。が、この場合問題となります飼料につきましては、我々としていたしましてはできるだけ自給飼料によります無畜農家の解消という線を強く考えたいと思つておるのであります。従いまして本年度の家畜導入の方針とい

たしまして、先ず農家の経営の内容におきまして飼料の自給度の高いところを優先的に取上げまして、これに家畜を導入するという行き方で進めて参りたいというふうに思つておるのであります。併しながら全部の飼料を自給飼料にのみ求めるということも困難でありますので、必要最小限度のものにつきましては政府におきましてもできるだけこの数量を確保するというところに努力をいたしたいと考えておるのであります。今度提案されております趣旨も、そういう意味におきまして、輸入飼料の必要量を政府の責任において確保する、而も又それを期的的に調整することによりまして、農家に安心して家畜を飼つて頂くようにしたいというふうに思つておるのであります。その数量につきましては、これは或る程度数量が多くなれば、成るほど価格が安くなるということになるのでありますけれども、一面従来からの輸入実績等、或いは輸出先の事情等をも考えられますので、一応本年度はこの二十五万トンを確認することに よりまして、価格の安定を庶幾するということにいたしましたと考えております。うな次第であります。

○森八三一君　まあ致から言えれば不足しておるから価格が高いので、供給量が殖えて来れば、経済原則に従つて下つて行つて、正常なところに価格が落着くであらう。そういうことにならばすれば、畜産農家としても不足する部分だけを補給することでありまして、この有畜産業が経済的に成り立つて行くというように一応は考えられますが、実際の問題としては、この制度がうまく活用せられるということに

なりまして、政府が売り渡しする価格は時価で競争入札なり、隨意契約で渡されるわけでありまして、時価がそんなに急激に下つて来ないという事になりますと、畜産農家としてはやはり経済的に成り立たないという事とが、これは当然起きて来ると思うのでございまして、そこでもう一歩踏み込んで頂かんという、折角こういうように量を確保頂きまして、そのことは農家に本當の利益をもたらすという結論を生まんのではないかと、そういう点について勿論これは予算的な措置を必要とすることでありまして、今後お考えになつておられることであらば、そういう点についても一つお話を願いたいと思ひますが、私の聞かんとするところは、この措置を講ずれば経済的に需給数量のバランスがとれるという事で、正常なところまで価格は下つて来るというように考えられるのだという事であるのかどうかという一点を、重ねて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(長谷川清君) 輸入飼料の価格が今後の問題になつて参りますのは、端境期の価格が如何に推移するかという点であるのでありますが、この点は御承知のように、昨年一昨年度の経験に徴しますと、例へば「ふすま」について申し上げますと、大端端境期の値段は夏場の値段の五割乃至十割、即ち倍近いところまで値が上るといふようなことを従来の経験が教えておるのであります。この場合につきまして政府といたしましては、或いは「とうもろこし」でありますとか、或いは「ふすま」等を特定の値段で特配をしたというようにによりまして、市場の価格の安定を期した経験を保持しておるのであります。その場合におきまして、大体政府が放出した数量は、これは別にお手許に配付してありますところの資料でおわかり願ひますように、昨年の暮から今年の初めにかけては、大体総量において八万トン程度であつたのであります。十分とは申し上げられませんが、これも、これによりまして或る程度市場の価格を操作し得たというふうに考へるのであります。今度この法案が成立をいたしました。政府が二十万トン程度の数量を端境期に持つて来るという事は、市場価格を形成する上におきまして、又その価格を安定せしめる上におきまして非常な大きな効果を持ち得るものだというふうに私たちは期待をいたしておるような次第でございます。

○森八三君 私、質問の仕方が悪いのか知れませんが、政府がこの措置を実施するに當つて、価格についてお考えになつておられるのは、飽くまで時価を価格にするという建前であらうと思ひます。そういういたしますと、仮に米糠にいたしましては、「ふすま」にいたしましては、現在の「ふすま」の生産者と申しますか、製粉業者等にいたしましては、やはり「ふすま」が現在の時価程度を保つておられなければ、その工業が成り立たないといふようなことに置かれておられるのではないかと思ひます。或いは大豆粕にいたしましては、油脂工業そのものが現在の程度の粕価を維持して行かなければ工業は成り立たない。そこで政府が輸入したものを非常に安く売るといふことになりまして別であります。

が、時価で売られるようになりますれば、時価はやはりその持つております本質で下つて来ない。そうなりますと、量は確保せられませんが、畜産農家としては高いものを買わねばならぬといふことで、結局畜産農家といふものは経済的に成り立たないという結論に迫り込まれておられるのではないかと。数量は確保されましたが、時価で配給せられるといふことになれば、その時価は国内産の他の産業における経済的関係から、そんなに下つて来るという事は考へられないのではないかと。若しそれを強いて下げて行くといふことになれば製粉業なり、或いは油脂工業が成立しないという結果に迫られて行きませんか。そうしますれば結局量は確保されましたが、價格的にはそんなに有畜農家を裨益するという結果は生れて来ないのではないかと。気がいたすのであります。そういうことにならない、経済的に成立つ程度の価格で供給せられるといふことが言ひ得られるかどうか。若しそれを言ひ得られるようにいたしますとすれば、これは別個の配給の制度を立てなければならぬ行かんのではないかといふやうな気がいたすのであります。その辺は一体どう政府はお考えになつたのか。提案者のほうも、この点どうお考えになつておられるのか。数量を確保しておけば、価格の点は時価でいいやないかといふ考へか。数量を確保すれば時価が下つて行くといふやうにとられるのか。現在でも米の配給をやつております業者からは、配給手数料が少くても、もつと上げてもらわなければいかんといふ要望が相当出ておる。こういうことが解決されるまでは、結局生産品である米糠なり「ふすま」なりというものは、相當の価格を保つといふことに勢ひなつて行くのではないかと。いふやうに考へられますが、その辺は如何になつておられるのか。その点をお伺ひいたします。

○政府委員(長谷川清君) 飼料の価格の問題であります。大体この濃厚飼料の価格は「ふすま」が中心になります。飼料価格が形成されるのが通例であるのであります。時価と申しました価格は、現在のところ大体「ふすま」については三十キロ一俵六百四十四円を考へておるのであります。その六百四十四円の「ふすま」が、実はこの端境期になりますと、これが五割も、或いは七割も八割も上りまして、七百四十四円にもなり、八百四十四円にもなります。こういうのが従来の例であるのであります。従つて我々といひましては、この際の処置をいたしましては、その七百四十四円に上りましたところの「ふすま」の値段を、我々の今考へております時価六百四十四円のものに、これを引下げるように操作をしたい。そのためには、今回のような措置によりまして、輸入飼料を豊富に、政府の責任において確保しておく。それから必要なる「ふすま」を生産をし、これによつて「ふすま」の市場価格を操作するといふことが出来ますれば、六百四十四円の時価にこれを安定することが出来るのではないかと。又そういうふうにしたといふのが今度の法案の狙いであるといふやうに我々は考へておる次第であります。

○森八三君 私申し上げましたのは、端境期八百円に値上りする、然らざる時期に六百円である。その六百円と八百円をアールせられて、製粉業というものが一応成立つておる。こういうことの前提に立つておられます。それで年間を通じて六百円になるといふことは、これは有畜農家の立場から見れば非常に結構なことでありまして、それによつて生ずる附随産業の圧迫というものはどうなるのか。それを無視して考へましたらこれは実際の経済上の動きといふものはそれは行きませんで、そこでそういうことを無視せずして、順調にこの仕事が目途を達するやうにいたすためには、もう少し具體的な補給の制度を考へなければいかんのではないかと。気がいたすのであります。それを考へずしてこの目的を達するといふことは非常に困難であるといふことを申し上げておるのであります。そういう点について今後十分一つ御研究を願ひまして、この制度そのものが本當に生きて、有畜農家のために働かざるやうに作つて頂きたい。ただ数量を確保したといふだけでは有畜農家はこれについて来ないという結果が生れて、根本的に質的に食糧問題を解決するといふ政府の狙つておられるところを、又民間でも非常に希望しておるところを具現するといふことはできなくなるのではないかと。いふ心配を持つのであります。そういう点を十分一つお考えを頂きたいと思ひます。

その次にお伺ひをいたしたいのは、価格の調整をやるといふことであります。が、そういう関係からして国内産のものには全然手を触れないで、これはまあ同じような意味になるかも知れませんが、いいのかどうかという点はどうお考えになるのか。国産のものは放

りつばなしでおいでいい、それで調整はつくんだというようにお考えになるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(長谷川清君) 飼料の需給調整並びに価格の安定を図りますために、その調整の方法につきましてはいろいろ方法はあるかと考えます。最も徹底した考え方としては、国産物も一緒にいたしまして、いわゆる配給統制を徹底するということ、これが最も徹底した方法であることは否めないかと考えるのでありますが、併し又一面、飼料のように主としてほかの産業の副産物というふうに考えられますところの数多くの種類のものを、一々配給統制をするということも実際問題としては非常に困難でありますので、この際としては取あえず輸入物だけを政府が管理をいたしまして、それによつてできるだけ国内のものについてもその価格の安定を図るようになりたいというのが狙いであるのであります。勿論この場合におきましても国内のものについて或る程度需給操作をし得る途がありますれば、なお需給上好ましい結果がもたらされるというふうに考えられます。併しどの程度に国内のものに手を触れるかというようなことにつきましては、やはりそれぞれそのときの情勢に応じて必要がありますれば、行政的な処置によりまして業者といろ／＼話し合いを進めまして、政府の考え方に協力をしてもらうというふうな行き方でお考えしてみたらどうかというふうにお考えになるような次第であります。

○森八三一君 その次に配給上の問題

で二、三お伺いをしたいと思います。第一は、種類によりましては必ずしも餌専用のものでなく、他の用途と競合しておるものがあると思ひますが、折角政府が輸入をいたしまして畜産振興のために配給せられたものが、他の用途のほうへ流れて行くという危険がないとは言えないと思うのであります。そういうことについて何かそういう結果が生じないような対策をお考えになつておるのかどうか、それが一点。

それから今申上げましたような価格上の問題に關するわけでありまして、この配給に關しまして、お話によりまして、二十五万トンの輸入をして、輸入価格と時価との差が大体二十億程度政府の負担になるのではないかと、うことであつて、国民の負担で二十億もの負担をしたものが中間で安くなつてしまつてしまふやうなことになるのは非常に遺憾であります。そういうことから少くとも政府が配給を指定するところまでは最終価格を指定するところまで、お考えになるのかならんのか。これは法律とか或いは物価統制令で定めるということとて、何か配給業者にそういうやうな指示をされるのかどうか、そういう心構えはどうでありますかをお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(長谷川清君) 政府の確保いたしました輸入飼料の配給につきましては、過日も申上げましたやうに、飼料に關する需給調整協議会を設けまして、関係者の間において慎重に審議をして頂きまして、お話のように折角政府が確保いたしましたものが他の用途に流れるとか或いは末端のほうにお

きまして不當なる価格で販売せられることのないやうにいたしたいというふうに考えておる次第であります。

○森八三一君 そこで、お話がありましたやうに、そういう価格上の問題なり或いは他用途に流れて行くというのを防止し、本来の目的に副するやうに、これが使用せられますやうにいたしますために協議会を設けて十分審議してやる。そのことはいつかもお話がありましたが、主として畜産農家の構成してあるやうな団体等を中心

にやつて行くんだというやうなお話、これはまあ非常に御尤もと思うのでございませう。曾つて行われました八万五千トンの政府手持の餌の放出につきましても、大体そういうやうな処置が講ぜられておるのであります。ところが、畜産農家といつたものは飽くまでも経済的に安いのを要求するわけでありまして、曾つての配給におきましては工場に配給いたしましたものは配給先別数量で見ますと一番多くの数量を占めておる。これは大体加工用の原料と思つておられますが、配合飼料の原料として配給せられたものと思つておられますが、今後もうやうやうなことが考えられるのかどうか。私の申上げたことは、大体そのものを配給されれば、それで畜産農家はそれぞれ技術者もおりますので、十分その家畜に適合するやうな配合をしようと思つておられますが、若し配合原料等によりまして、却つて配合のために多くの余分の経費がかかつて、農家に來る場合にはそのことによつて非常に

高いという結果が生れる危険がないとは言へん、こう思ふのであります。結局少くとも政府の入荷されましたものについては各団体を通じて直接そのものとして配給されることが好ましい姿のやうに思ふのでございませうが、その点については一体どうお考えになるのか。

○政府委員(長谷川清君) 飼料の配給につきまして、これを「とうもろこし」、大豆粕、「ふすま」等、それぞれの形でいわゆる単味で実需者まで渡すのがいいのか、或いは一定の規格によつてこれらの単味の飼料を適當に配合していわゆる配合飼料として実需者に渡すほうがいいかという点につきましては、これはいろいろ実情があるやうであります。ものによりましては単味で直接実需者が受けるほうがいいものもありまして、又或いは糶糶飼料でありますとか或いは乳牛の飼料等につきましては一定の化学的な検討を受けました配合割合で配合して、それを実需者に配給するほうが、実需者の便益から言ひまして都合がいいというやうなものもあるものであります。で、それは具体的に、これらの飼料がどの方面に流れるかということによつて、具体的に考えて参りたいというやうに思ふのであります。ただ配合飼料に廻ります場合におきましては、成るべくそのもののが的確に配合せられ、その価格も的確に政府の期待しておる価格で実需者に渡りますやうに特定の配合飼料を作るといふやうな処置を考えまして、所期の目的を達するやうにいたしたいというふうにお考えになる次第であります。

○森八三一君 まあ、お話のように配合をしてやつたほうがいいという場合が絶対ないというやうに断言することは如何かと思ふのであります。今日の地方における実情から申しますれば、大体どの地方にも畜産に關する技術者は普及をいたしておりまして、十分指導する能力を持つておるやうなことであります。配給につきましては、でき得る限りそのものを直接に配給されるやうな制度が好ましいと思ひます。同時にその配給の面に當りまする団体の問題であります。この前のときには参考の資料としてお出しになつておるやうに、主として畜産関係の飼料を取扱つておる農家の組織する団体を中心に行われておるのであります。このことにつきましても、これは形式的に畜産者団体が組織してあるというだけでは、飼料の配給はうまく行かぬのではないかと、うやうやうな氣持で、この前の配給の実績等からしば／＼聞かされるのであります。この団体の選定等につきましては、いづれ協議会で十分協議されることと思ふのであります。徒らに形式に拘泥しないで、本當に飼料の配給に實際の力を持つておる団体を中心に考えられて行くといふことを十分お考えにならんと、必ずしも畜産農家が組織しておる団体だから、それはそのまま無条件に信用してよろしいということではないので、むしろこういう政府が輸入して配給するやうな取扱に關連をして行く、その団体の何か力を規制をして行く、具にこれを使うというやうな点がないでもないかと思ひます。これは實際にその配給について力を持つておる、

経験のあるというよりなことを中心にお考え願わないと、これによつていろいろの問題が巻き起つて来る危険性がないとは言えませんし、この前の配給の経過等につきましても、そういうことをしばしば聞かされるのであります。勿論それが真であるか偽であるか、私はその実態を調査したわけではありませんが、そういうことをしばしば聞くのであります。そういう点については十分一つ御考案を頂きたいと思ふのであります。

それから配給上の問題でお伺ひいたしたいのは、第三点として競争入札と隨意契約という二つの方法をお考えになつておる模様であります。競争入札と隨意契約……団体を通じて配給をするということでありませう。

ば、おおむね大府県別の数量等を決定されるとき、その団体の配給対象の畜産農家を対象とされるということであらう。おおむね数量もきまつて来ようと思ふのであります。それにもかかわらずなお且つ競争入札の制度をとらなければならぬ必要がどこにあるのかと、ちよつと理解に苦しむのであります。これは私の考えで申し上げます。ば、今申し上げたように数量の取扱について実際に力を持つておる団体を選定し、その組織員の畜産の実力というものを勘案して数量をきめる。それを府県別に数量が決定されるということであらば、おおむね隨意契約が中心になつてこそ、その目的を達するのじやないかという気がするのでございませう。その点はどつちに重点を置くか。若し競争入札でやるということになりますと、これは価格によつて府県別の数量等にもアンバランスが起きたり、

或いはその団体の組織しておる畜産農家に對して供給が十分公平に行かないという結果が生まれることもあるのじやないかと思ふのであります。その辺は一体どうお考えになるのか。私はやはり基本的に府県別の数量が決定せられ、その取扱団体を組織しておる団体の組合員の数なり、その数から生ずる家畜の頭数等が大体は決定できるのではないかと。むしろそのほうが目的を達するのじやないかと思ふのであります。が、実際に取扱う方面においてはどうか、政府委員(長谷川清君) こういう方法によりまして輸入飼料を政府が加工するということになりますれば、相当市場価格を牽制したとして、その安定を図ることができるといふふうに考えられますが、そうなりまして、市場の価格が時価に近い場合におきましては、あえて指名入札或いは隨意契約によりませんでも、一般の競争入札によつておこなうことで目的を達するといふふうに考えられるのであります。併しなおこの方法によりまして、一般の市場価格が我々の考えておられる時価を相当上廻るといふような事態になりますれば、止むを得ず競争入札を避けて隨意契約によつてこれを払下げるということをお考え下さいといふふうにおきましては、お話のように府県別その他適当なる割振りを講じまして、主として実需者団体を中心に配給をするということにならうと思つておる次第であります。

○油井賢太郎君 今日はおもつ時間がありませんから質疑はこの次に私はした

と思ふのであります。資料の要求をしたのです。それは今日出されました「昭和二十七年流通飼料需給推算」というのがありますが、この糖類、穀類、油粕類、これの全部の各品目ごとの一年間を通じて各月の相場の高低を示した表を出して頂きたいのです。これは最高値とそれから最低値と、各値の差を……これはどうしてこういうことを申上げられるかというところ、政府委員の説明で相当相場の高低というふうなことに中心を置いて、いわゆる価格の安定というところを圓りたいといふ以上は、どういふ時期にどういふふうな相場が現出しているかというところを我々が知る必要があると思ふのであります。そこで又この間、たしか大豆粕の相場をアメリカで百五十五ドルというところをあなたの方からお話になつたので、これは少し数字が違ふのじやないかと云つたら、六月の家計院の委員会当時の値段であつて、現在の相場は百二十三ドルだ。そこで私のほうで調べますといふと、百四十ドル内外と最近言われております。こういふように値段が違ふといふと、政府の一体そういう資料というものはどこから出されるのか、我々のほうで疑問を生じます。少くとも政府で出される資料というものは、相当根拠のある、誰から見ても妥当だといふ数字を出して頂きたいといふことを特に附加して、私のほうに資料を出して頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 いろいろ問題があるのです。又質問は明日やりますけれども、ただ一つはつきりしておきたいのは、その時価によつてという場合の時価でございませう。それは先ほどの質問に対するお答えを聞いております

と、時価というものは端境期等の特に釣り上つた相場でなしに、その他の場合の相場というように答弁ができておつたやうでして、そう解釈してよろしいのか。そういう計算で二十億圓という赤字を想定されておるのか。若しそうであれば、この際普通の状態における時価というものは各品目について具体的にどういふ相場に見積つておられるのか。それをやはり資料として出して頂きたいと思ひます。その時価というところだけをばつきりして、その時価の定義だけを答えて頂きたい。先ほど森さんにお答えの通りなのかどうか。

○政府委員(長谷川清君) 「どうもよろこし」等内地で生産されますものにつきました。大体内地で生産されるものの市場価格を中心にお考えおられますが大豆粕「ふすま」等の価格につきましては、その工場生産のにおけるあるべき価格と考えられます。市場価格を基本に考へておるような次第でございませう。

○江田三郎君 ちよつと違つて来ると思ふ。そうでなしに内地の市場価格が端境期に非常に釣上つて来るといふことではないか、この時価というものは端境期の釣り上つていないときの、普通のときの相場というように先ほど言つておるので、そういう解釈でいいのかどうかといふことなんです。それならばそれではつきりとした資料を出して頂きたいのです。

○政府委員(長谷川清君) お話のように一応安定しておる場合の市場価格といふように考へておる次第でございませう。

○江田三郎君 これはこの次でいいから、はつきりとした答弁を頂きたい。これは先ほどのようにあるべき相場と

いうことになる、いろいろな解釈が出て来るのです。ですから具体的に数字を出して頂きたいと思ふので、そういう意味で資料をお願いいたします。

○委員(平沼彌太郎君) まだ御質疑がたぐさあるようでございますが、これから請願、陳情の小委員会をお願ひすることになつております。なお厚生と連合委員会が午後一時からございますので、今日はこれで散会いたします。

午後零時三十二分散会

七月二十六日本委員会に左の事件を付託された

一、台湾引揚者の接収財産補償に關する請願(第三二六〇号)

一、洋紙の物品税撤廃に關する請願(第三二六六号)

一、昭和二十五、二十六年度の事業所得税に關する請願(第三三〇〇号)

一、旧令による外地共済組合員の年金に關する陳情(第一三〇二二号)

第三二六〇号 昭和二十七年七月二十一日受理

台湾引揚者の接収財産補償に關する請願

請願者 長野市孤池台湾協會長 野支部内 宮尾五郎 紹介議員 羽生 三三君

台湾引揚者は、多年の努力によつて基き上げた地盤を失ひ、生業も資金、資産をも奪われた末、少量の携帶荷物を一人千円の現金を持つただけで引揚げてきたが、歸國後の生活は幾多の悪条件に苦しんでゐるから、被接収財産の補償をすみやかに実施することにも不動産、有価証

券、預金等在外財産の補償返還について善処せられたいとの請願。

第三二六六号 昭和二十七年七月二十一日受理

洋紙の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ一〇三菱仲十四号

館の二日本洋紙会内

中島慶次外十名

紹介議員 田村 文吉君

昭和二十四年十月以来紙の物品税全廢

に關し、再三再四請願、陳情を繰り返

してきたが、シャープ勧告においても生

活必需品の性格の強いものは課税が除

外されるよう述べられており、もつと

も大衆的で、しかも需要の多い洋紙の大

部分に對し、いまだ五パーセントの課

税が残されていることは紙業界全体の誠

に遺憾とするところであるから、すみ

やかにこれが撤廃を圖られたいとの請

願。

第三三〇〇号 昭和二十七年七月二

十二日受理

昭和二十五、二十六年度の事業所得

税に関する請願

請願者 名古屋市中区車道東町

一六二戸松正一

紹介議員 成瀬 幡治君

名古屋市中区千郷町一ノ一六野村栄

一、同市同区車道東町一六三上田秀

郎、同市同区千郷町一ノ一五伊藤正一

の三名に對する昭和二十五、六兩年度

分事業所得税徴収について示した名古

屋中税務署のきまんの、横暴的、違法的

行為は、民主主義に逆行するものであ

り、これによつて右納税者とその家族

が過重な負担にたえかねて日夜苦惱し

ているから、実状調査の上、同税務署

が出した事業所得税昭和二十五年分

更正決定通知の取消を圖るとともに、

昭和二十六年度分所得税申告ならびに

決定に對して取消したる（昭和二十五

年度分）結果によつて取扱われるよう

善処せられたいとの請願。

第一三〇二号 昭和二十七年七月二

十二日受理

旧令による外地共済組合員の年金に關

する陳情

陳情者 山口県岩国市錦見一、四

七二 錦本一夫外七十九

名

旧令による外地共済組合員は、法律第

二五六号により年金を受けていたが、

昨秋来年金算定について疑義ありとし

て支給を停止され、さらに今回共済組

連合会よりの通知によつて、二十六年十

月以降は、十年々金者は七十五日分、十

五年々金者は九十日分と改訂されるこ

とになつたが、折角の制度が時々停止

されたり、あるいは局長通達によつて

更改されたりすることは、法律の權威

を失墜するばかりでなく、受給者の生

活保障に重大な脅威を与えることにな

るから、今回の通達を改訂せられたい

との陳情。